府　令

○内閣府令第七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第十六号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十一条の二第一項及び第四項、第九十三条第三項、第九十四条第二項、第九十七条の二第一項第三号及び第二項、第百一条第七項、第百一条の四第二項及び第四項、第百一条の七第一項及び第四項、第百二条第一項及び第四項、第百四条の二の四第三項、第百四条の三第一項、第百六条、第百七条の七第四項、第百八条の二第一項並びに第百八条の三の三、同法第百八条の三十二の二第四項（同法第百八条の三十二の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第九十八条第五項並びに同法第百十四条の六及び第百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十二条の二第一項第二号、第二項第二号及び第三項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年二月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（緊急自動車の運転資格の審査）	（緊急自動車の運転資格の審査）
第十五条の二　令第三十二条の二第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項、第三十二条の三の二第二項又は第三十二条の五第一項若しくは第二項に規定する審査は、それぞれ大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。	**第十五条の二**　令第三十二条の三第一項、同条第二項、第三十二条の三の二第二項、第三十二条の五第一項又は同条第二項に規定する審査は、それぞれ中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。
（免許申請書）	（免許申請書）
第十七条　［略］	**第十七条**　［同上］
2　前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示）しなければならない。	2　前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならない。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　免許申請者が令第三十二条の七第一号又は第三十二条の八第一号に掲げる者である場合にあつては、当該掲げる者であることを証明する書類	五　免許申請者が令第三十二条の七の規定に該当する者である場合にあつては、当該規定に該当する者であることを証明する書類
六　免許申請者が令第三十二条の七第二号、第三十二の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項に規定する教習を修了した者である場合にあつては、当該教習を修了した者であることを証明する書類	［号を加える。］
七　免許申請者が令第三十四条第一項又は第三項の規定に該当する者である場合にあつては、当該規定に該当する者であることを証明する書類	六　免許申請者が令第三十四条第一項又は第二項の規定に該当する者である場合にあつては、当該規定に該当する者であることを証明する書類
八　免許申請者が令第三十四条第六項各号又は同条第九項各号に掲げる経験を有する者である場合にあつては、当該経験を有する者であることを証明する書類	七　免許申請者が令第三十四条第三項各号又は同条第四項各号に該当する者である場合にあつては、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書類
九　［略］	八　［同上］
十　［略］	九　［同上］
3　免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。	3　免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第八号に掲げる書類を提示することを要しない。